

ニ ド モ 基 本 法 (令 和 4 年 法 律 第 77 号) 概 要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる**、
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

資料6

定義

- 「こども」 ……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」 ……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、**おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、**育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重**されること・**基本的人権が保障**されること・**差別的取扱いを受けることがないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関する**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱**の策定
 - (※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一緒に作成)

基本的施策

- 施策に対する**こども等の意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供**の体制整備
- 関係者相互の**有機的な連携**の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の**周知**
- **施策の充実及び財政上の措置**等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② **こども施策の重要事項の審議**・**こども施策の実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整**等
- 会議は、会長（**内閣総理大臣**）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣**・内閣総理大臣が指定する**大臣**）をもって組織

施行期日 令和5年4月1日

附則

- 検討** 国は、この法律の**施行後5年**を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の**基本理念にのっとったこども施策の一層の推進**のために必要な方策について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる